

セミナーのご案内

# 経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

グロースセミナー第8弾

受講料  
無料

経営者・部門責任者必見!弁護士が教える!

## 「問題社員対応の実務」

担当 弁護士 徳田 聖也 弁護士 谷川 安徳

問題社員を解雇する際の法的留意点 / 類型別問題社員対応方法 / 裁判・労働審判での留意点

今回のセミナーでは、問題社員対応・解雇について取り上げます。問題社員（モンスター社員）を放置しておくことは、他の社員に悪影響を及ぼすため、早急の対応が必要となります。

ただ、そうした社員を正当な手続きを踏まずに解雇することは勿論できず、正しく対応し正しく解雇する必要があります。問題社員対応への対応のポイントや留意点について本セミナーでは取り上げさせていただきます。

日時

2019年 12月12日(木)  
15:00~17:00

会場

三甲大阪本町ビル 3階会議室

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号

■会場までのアクセス

【最寄駅】 堺筋線 堺筋本町 徒歩2分  
御堂筋線 本町 徒歩5分

講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴

平成11年3月  
立命館大学大学院法学研究科博士  
前期課程修了  
司法修習:54期  
平成13年10月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■役職等

民事調停官  
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)  
甲南大学法科大学院特別講師  
(H16.4~H21.3)等



弁護士 徳田 聖也

■経歴

平成18年3月  
同志社大学文学部卒業  
平成21年3月  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習:新63期  
平成22年12月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■講演歴

介護事業所向けセミナー  
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」  
融資を受けやすい事業計画書  
作成セミナー



事務所ホームページからも  
お申し込み案内しております。



### ●発行

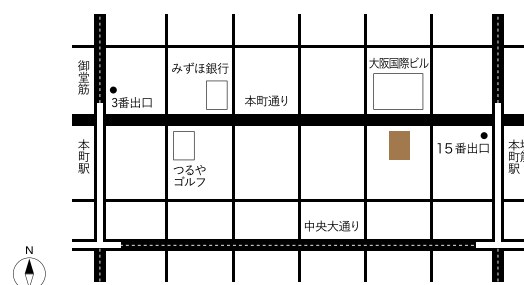
グロース法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階

TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203

Access



時代を切り開くすべての経営者のために

# News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2019年  
10月号

10月号コラム

## 企業における反社会的勢力対策 ～他人事では済まされない!企業として取るべき対策～



弁護士 徳田 聖也

### 1 はじめに～

昨今メディアでも大きく話題となった反社会的勢力との関係ですが、決して他人事ではありません。企業の社会的責任として、反社会的勢力との関係断絶は責務であり、反社会的勢力と関係を持つこと(持ち続けること)は企業にとって大きなリスクとなります。

反社会的勢力を社会から根絶するためには、反社会的勢力の資金源を断つことが極めて重要とされています。従って企業との取引や企業からの利益供与によって反社会的勢力が資金源を確保することを防ぐ必要があり、企業のコンプライアンスの観点からも反社会的勢力の対策を講じておくことは極めて重要です。

本ニュースレターでは、反社会的勢力と関係を持つことのリスクや反社会的勢力との関係を断絶するための対策について触れます。

### 2 反社会的勢力と関係を持つことのリスク

前述のとおり、企業のコンプライアンスとして反社会的勢力との関係断絶が要請されていますが、実際に反社会的勢力との関係断絶できていなかった場合にどのようなリスクがあるのでしょうか。具体的には以下のような様々なリスクが考えられます。

なお、「反社会的勢力との関係」とは反社会的勢力と業務上の取引を行うことにとどまらず、反社会的勢力からの不当な要求に屈して金銭等の支払いや便宜を図るなどの利益供与を行っている場合も含まれます。

#### ■金融機関からの取引停止

銀行はマネーロンダリングを防止する観点からも、企業の反社会的勢力との関係については極めてシビアであり、金融機関

との取引については必ず反社会的勢力排除条項が設けられています。

反社会的勢力との関係が判明した場合、新たな融資や追加融資が受けられなくなる可能性はもちろんのこと、現状の融資についても期限の利益を失い引き上げられる(一括返済を求められる)可能性があります。

#### ■取引先・関係企業からの取引遮断

企業の社会的責任としての反社会的勢力の排除は相当程度浸透しており、現在では新たに契約を締結する場合は、契約書にて反社会的勢力排除条項を設けている企業も少なくはありません。

取引を行う側の企業にとっても、取引先が反社会的勢力とのつながりがあるということが発覚すれば、社会的非難やここで触れている様々なリスクを負う可能性があるからです。

従って、反社会的勢力との関係を遮断できていない場合は、取引先や関係企業から取引を遮断されてしまう可能性があり、たちまち事業が立ち行かなくなる可能性をはらんでいます。

#### ■消費者顧客の喪失

反社会的勢力との関係が明るみになった場合、消費者からの信用を失い、自社の商品やサービスの購買について消費者顧客を喪失することが考えられます。反社会的勢力との関係については、一般消費者の関心も高く、反社会



的勢力との関係により失った一般消費者への信頼は回復するまでに相当程度長い期間が必要です。BtoCの企業では致命的な損害となりかねません。

## ■反社会的勢力から不当要求を受ける恐れ

反社会的勢力と関係を持つということは、当然自社も関係性のある反社会的勢力から不当要求を受ける(受け続ける)可能性があります。取引や社内業務が正常に回らない可能性が高まり、企業にとって大きな損失となります。現在は一見良好な関係を築いているようでも、些細なことをきっかけに不当要求が行われる可能性が高く、また、何ら落ち度がない場合でも一定の関係性を築き上げて離れられなくなった際に不当要求が始まる場合もあります。

また、取引のある反社会的勢力から不当要求を受けていない場合でも、反社会的勢力と取引がある事実を他の反社会的勢力に気付かれた場合に、「反社会的勢力との関係性を公表されたくなければ要求に従え」というような新たな不当要求を受ける恐れがあります。

## ③ 反社会的勢力に対する基本的対応要領

上記のとおり、反社会的勢力との関係を作ることや継続することは経営上様々なリスクを抱えることになることから、直ちに遮断する必要があります。

しかし、反社会的勢力は不当要求を行うプロですので、一担当者に関係の遮断を任せていても、実行は困難です。そこで全国暴力追放運動推進センターでは、暴力団等に対する基本的対応要領として、企業が取るべき対応の要領を以下のとおり示しています。

### ■対応の基本(大原則)

反社会的勢力への対応は「**組織的な対応**」が大原則です。反社会的勢力による不当要求は人の心に不安感や恐怖感を与えるものです。組織的に対応せず、担当者や担当部署のみに対応を任せ、責任を押し付けるようなことは避けなければなりません。下記の平素の対応時でも触れますが、反社会的勢力への対応は方針や対応マニュアルをあらかじめ検討し、代表取締役等の経営トップ以下、組織として一丸となって対応することが重要です。



### ■平素の準備

反社会的勢力はいつ、どのようなことをきっかけに近づいてくるかわかりません。平素から反社会的勢力に対する対応について準備しておくことが重要です。

#### (1) トップの危機管理

企業の倫理規定や行動規範、社内規則等にトップからの「不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を示しておくことが必要です。トップメッセージを表明することにより、平素時から各従業員に反社会的勢力と関係を持たないことを意識してもらう必要があります。

#### (2) 体制作り

あらかじめ対応責任者や補助者又は対応部署を指定しておき、対応マニュアルや通報手順を定めておきます。しかし、対応責任者や対応部署を定めるのはあくまでも窓口としての機能を持たせて、情報を一元的に管理する目的であり、決して責任を担当者や担当部署に丸投げしてはいけません。マニュアルの他に、社内でも反社会的勢力に対し対応する場所等をあらかじめ定めておくことも効果的です。

#### (3) 反社会的勢力排除条項の導入

一度関係を有してしまった反社会的勢力を排除する根拠として、契約書や約款の中に反社会的勢力排除条項を定め、全ての取引において当該条項を適用させることが極めて重要になります。

当該条項が存在すれば、反社会的勢力であることが後に判明した場合に関係を遮断する法的根拠となります。また、反社会的勢力排除条項が存在することにより、相手方が反社会的勢力であるとの疑いを持った場合に警察に対する属性照会も行い易くなります。

現在の社会的風潮の中、反社会的勢力排除条項を拒否する取引先はほとんど考えられませんし、万が一反社会的勢力排除条項を入れることを拒否する取引先があるのであれば、今後の取引継続は控えたほうが賢明である可能性が高いといえます。

#### (4) 警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等との連携

事案が発生したときのために、外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から連絡が取れるようにしておくことが重要です。外部専門機関の例は、警察の暴力団対策課、地域の暴追センター、弁護士会の民事介入暴力対策を行っている部署(委員会)などが挙げられます。

### ■有事の対応

実際に反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応としては以下の12項目が挙げられています。

#### (1) 来訪者のチェックと連絡

受付又は窓口員は来訪者の氏名等の確認と要件、人数を把



握して対応責任者に報告する対応を徹底します。

#### (2) 相手の確認と要件の確認

話し合いの場においても、相手の住所・氏名・所属団体・電話番号等を確認し、用件の確認を行います。代理人として来訪してきた場合は、委任状の確認は忘れないようにします。

#### (3) 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所等の自社の管理権の及ぶ場所を選ぶことが重要です。反社会的勢力の指定する場所や事務所棟には出向かないようにし、やむをえず出向かなければならない場合は、会社や警察などに事前・事後の連絡をしてから出向くようにします。

#### (4) 対応の人数

可能な限り相手より多い人数で対応し、責任者・記録係などの役割分担を決めておきます。

#### (5) 対応時間

可能な限り短くすることが必要です。最初の段階で「〇〇時までならお話をお伺いします」などとして対応時間を明確に示しましょう。対応時間を経過しているにもかかわらず、退去しない場合には不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡します。

#### (6) 言動に注意する

軽率に「申し訳ありません」「検討します」「考えてみます」などの発言は控えましょう。相手は言葉尻をとらえて要求をエスカレートしてきます。

#### (7) 書類の作成・署名・押印

いかなる目的で後日使用されるかわかりませんので、その場での書類への署名・押印は控えましょう。

#### (8) トップは対応させない

トップ等の決裁権を持った人物が対応にあたるとその場での決断を迫られることもあり、次回以降も必ず決裁権を持った者の出席を求められてしまいますので、決裁権を持つ人物は対応させないようにしましょう。

#### (9) 即答や約束はしない

担当者の独断で相手の要求に即答や約束をしないことが必要です。反社会的勢力は企業の方針が固まらないうちが勝負の分かれ目とみてその場で執拗に回答を求めます。

#### (10) 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは反社会的勢力が居座ることを容認したことになりかねず、また湯飲み茶わんを投げつけるなど脅しの道具にもなりかねませんので不要です。

#### (11) 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は相手に明確に告げてメモや録音、ビデオ撮影などによる証拠化を行いましょう。

#### (12) 機を失せずに警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、暴力等があった際には直ちに警察に通報しましょう。

## ④ 反社会的勢力排除条項の重要性

反社会的勢力への対応について、具体的に列挙しましたが、その中でも重要なのは反社会的勢力排除条項を導入することです。いかなる契約書にも反社会的勢力排除条項を挿入することは可能であり、必須の条項です。

また、まだ契約を締結していない取引交渉段階で相手が反社会的勢力であることが発覚することがあります。そのような場合に備え交渉段階から反社会的勢力排除の書面を取り交わすことも有効です。

このことは会社に定型の書式を準備しておくことで比較的容易に対応が可能となります。

契約書に挿入する反社会的勢力排除条項と共に反社会的勢力排除の書面も整えておかれることをお勧めいたします。

## ⑤ 最後に

社会的に関心も高まった現在、反社会的勢力との関係については「知らなかった」では済まされません。

反社会的勢力対策としてはまずは社内体制を整えることや反社会的勢力排除条項などの準備を怠らないことが重要です。

また、万が一、関係性をもってしまった場合は速やかに関係を遮断することが必要であり、遮断の際にも会社として一丸となり対応することが必要です。

当事務所では、反社会的勢力排除条項のアドバイスはもちろんのこと、反社会的勢力との関係遮断などについてもアドバイスを行っています。反社会的勢力との関係にお悩みの方は、まずご連絡ください。